

# 篠山伝建ニュース

平成 24 年 8 月 17 日 篠山市教育委員会 社会教育・文化財課  
兵庫県篠山市北新町 41 電話 079 - 552 - 5792 (FAX 8015)

<http://www.ci.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/shakaikyoku/sightseeing/post-20.html>

## 現状変更の手続きについて

平成 16 年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから、地区の皆様にご協力いただき、伝建地区内で建物などを新築・修理・建て替え・取り壊したりする現状変更などを行う際（町並みの現況を変える行為を行うとき）には、篠山まちなみ保存会の意見を聴きながら、申請手続きや許可基準などのルールにより町並み保存を進めてきました。

昨年 6 月に皆様にお知らせしましたが、再度町並み保存のルールの主なポイントを次のとおりお知らせいたしますので、今後とも町並み保存にご協力をお願いします。

### 町並み保存のルール

#### 現状変更の申請と許可

町並みの現況を変える行為（現状変更行為）を行うときは、事前に市の許可が必要です。

#### 許可基準

歴史的な町並みを壊さないように一定の基準を設けています。

許可基準は裏面に掲載しています

### 申請が必要な場合

建物など（門や塀などの工作物、カーポートなども含む）の

新築、増築、改築、移転又は除却（取り壊し）

建物などの修繕（修理）、模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの

太陽光パネル、エアコン室外機などの設備機器の設置

看板の設置

宅地の造成

竹木の伐採（日常の手入れや間伐、枝打ちを除く） その他



### 許可基準のポイント

- ・屋根はいぶし銀もしくは黒色つや消しの瓦（粘土瓦）とする。
- ・壁の色合いは歴史的な町並みと調和した色とする。（白色、土壁風の色など）
- ・玄関戸は引き戸とする。
- ・太陽光パネルやテレビのアンテナは、通りから見えない場所に設置する。エアコンの室外機や給湯器などの設備機器は通りから見えない場所に設置するか、目隠しなどを設置して目立たないようにする。
- ・駐車場を設ける場合は、なるべく塀や生垣を設置して通りから見えにくくする。
- ・伝統的建造物（ ）に特定されている建物などの取り壊しはできません。



（昭和戦前期以前に建てられた建物で持ち主の方に同意いただいた建物や塀など）

## 町並みは地域のかげがえのない財産です 町並み保存にご協力ください

町並み保存のルールや手続き、補助制度などについて、分からないことがありましたら、教育委員会や各自治会の篠山まちなみ保存会の役員さんまで気軽にご相談ください。

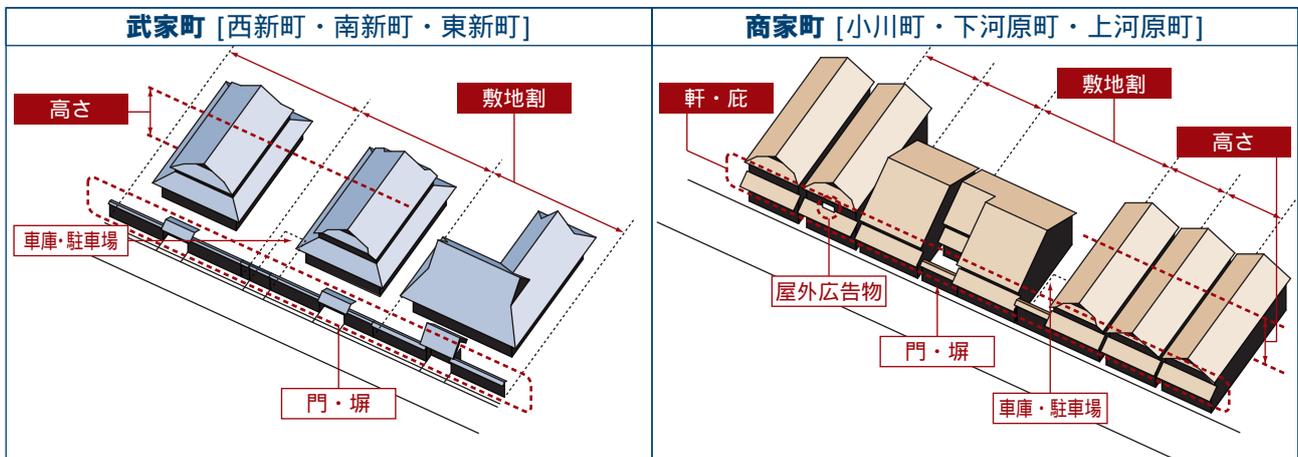


# 許可基準 (平成22年12月28日付けで変更)

## 対象保存地区：全地区 (西新町・南新町・東新町・小川町・下河原町・上河原町)

### ● 建築物

- 敷地割 ・ 現状維持を原則とする。
- 位置・規模 ・ 周囲の伝統的建造物と合わせ、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
- 高さ ・ 地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
- 構造 ・ 主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
- 屋根 ・ 形態は、原則として伝統的建造物に見られる切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかとする。材料は、原則として伝統的建造物に使用される粘土瓦(いぶし銀又は黒色つや消し)とする。勾配は、原則として伝統的建造物に見られる4寸から5寸とする。
- 軒・庇 ・ 軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
- 外壁 ・ 伝統的建造物に見られる自然素材を多く用い、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
- 建具 ・ 伝統的建造物に見られる自然素材を多く用い、原則として玄関戸は引き戸とする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
- 基礎
- 色彩 ・ 歴史的風致を損なわないものとする。
- 設備機器等 ・ 伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、歴史的風致を損なわないものとする。
- ・ 城下町の面影を残す主要な通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うなど、歴史的風致を損なわないものとする。



### ● 工作物

- 門・塀 ・ 伝統的町並みと調和する位置・規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
- 屋外広告物 ・ 伝統的町並みと調和する屋外広告物とし、歴史的風致を損なわないものとする。

### ● その他

- 車庫・駐車場 ・ 駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
- 土地の形質の変更 ・ 変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。
- 木竹の伐採・植栽 ・ 伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
- 土石類の採取 ・ 採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。